

平成 27 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 塚 脇 正 幸
(コード番号 2766 東証第二部)
問 合 せ 先 副 社 長 執 行 役 員 小 田 耕 太 郎
(TEL. 03-3519-7250)

株式併合、取締役選任、定款一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 3 日付け当社プレスリリース「株式併合、取締役選任、定款一部変更（株主総会・取締役会の招集権者および議長、発行可能株式総数、単元株式数の変更および単元未満株主の権利制限）に関するお知らせ」（以下「平成 27 年 7 月 3 日付け当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせしておりましたとおり、株式併合、取締役選任、定款一部変更（株主総会・取締役会の招集権者および議長、発行可能株式総数、単元株式数の変更および単元未満株主の権利制限）に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 27 年 9 月 3 日まで整理銘柄に指定された後、平成 27 年 9 月 4 日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、平成 27 年 7 月 3 日付け当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

①併合する株式の種類および併合比率

当社普通株式について、4,190,000 株を 1 株に併合いたします。

②減少する発行済株式総数

16,797,496 株

③効力発生前における発行済株式総数

16,797,500 株（平成 27 年 6 月 30 日現在）

④効力発生後における発行済株式総数

4 株

⑤効力発生日における発行可能株式総数

16 株

⑥ 1 株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事

項及び当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額

本株式併合により、JWDホールディングス株式会社（以下「JWDホールディングス」といいます。）以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数に応じて交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式をJWDホールディングスに対して売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株式併合の効力発生日の前日である平成27年9月8日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する普通株式の数に本公開買付価格（JWDホールディングスが平成27年3月24日から平成27年5月8日まで当社の普通株式及び新株予約権の全てを対象として行った公開買付けにおける普通株式についての買付け等の価格をいいます。）と同額である580円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案（取締役3名選任の件）

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を新たに3名選任いたしました。当該選任の内容等は、平成27年7月3日付け当社プレスリリースをご参照ください。

3. 第3号議案（定款一部変更（株主総会・取締役会の招集権者および議長）の件）

経営体制の変更に伴い、迅速な意思決定を可能とするため、本日付で定款の一部変更（株主総会・取締役会の招集権者および議長）を行いました。当該変更の内容等は、平成27年7月3日付け当社プレスリリースをご参照ください。

4. 第4号議案（定款一部変更（発行可能株式総数、単元株式数の変更および単元未満株主の権利制限）の件）

本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数は減少することとなりますので、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款の発行可能株式総数を減少させるため、また本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済み株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるので、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款の一部変更（発行可能株式総数、単元株式数の変更および単元未満株主の権利制限）を行う予定です。変更予定日は、本株式併合の効力が発生する予定日の平成27年9月9日であります。当該変更の内容等は、平成27年7月3日付け当社プレスリリースをご参照ください。

5. 株式併合の日程

①	取締役会決議日	平成27年7月3日
②	臨時株主総会決議日	平成27年7月29日
③	整理銘柄指定	平成27年7月29日（予定）

④	売 買 最 終 日	平成27年9月3日(予定)
⑤	上 場 廃 止 日	平成27年9月4日(予定)
⑥	株 式 併 合 の 効 力 発 生 日	平成27年9月9日(予定)

以 上